しもつけ文化財探訪

第5回　小金井一里塚

今回は小金井に所在する小金井一里塚を探訪します。

日光道中に位置する小金井一里塚は、江戸日本橋から数えて22里（約88㎞）の地点にあります。２つの塚がほぼ完存しており、大正11年３月８日に国指定史跡に指定されています。日光街道で国指定史跡になっている一里塚は、小金井一里塚だけです。19世紀中頃に記された「宿村大概帳」によると、西塚には杉、東塚には松が植えられていたとありますが、現在は、東塚には榎と椚が、西塚には榎の大木がそびえています。地方によっては、榎ではなく、松・杉・欅・さいかち・檜などを植えたところもあります。

日光道中の一里塚には、日光杉並木との関係からか、他の街道の一里塚に比べ、杉の占める割合が多いようです。いつ頃小金井一里塚に、現在の榎を植えたのかはわかりませんが、現在も崩れず残っている状態を考えると、「駿国雑志」に『其根深く広がりて塚崩れず』と書かれているように、枝葉が繁茂し、根が深く広がって、塚を固めるという榎の特性を生かし、植え替えられたと考えらます。

一里塚は、「官本当代記」によると、『一里塚五間四方也』とあり、一辺約９mの方形に築かれていたと記されていますが、小金井一里塚は測量の結果、塚の裾で一辺約12mの大きさになり、やや円形化していますが、元は方形であることがわかりました。

問い合わせ先
下野市教育委員会
文化課文化財係
☎52-1120

次回は「横塚古墳」を探訪します。

埋蔵文化財の取り扱いについて

下野市には約550箇所の遺跡があります。これらの遺跡を保護するため、市内で建築工事やその他の土木工事等を行う場合には、内容によって文化財保護法に基づき埋蔵文化財発掘届けの提出や取り扱いについての協議が必要となります。

工事予定位置と工事内容により発掘届けが必要か確認することができますので、住宅建設や建て替え、その他土木工事を計画する際には下野市文化課までお問い合わせください。文化財取り扱いの流れは左記のとおりになっています。

埋蔵文化財の取り扱いの流れ

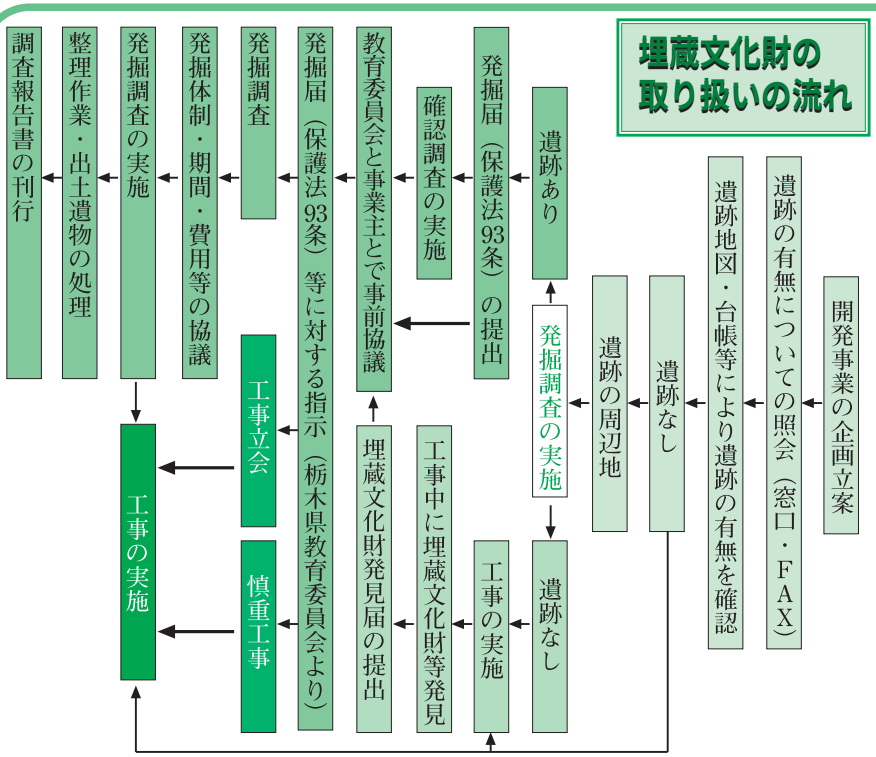

問い合わせ先　文化課 ☎52－1120 FAX 52－2624